

第二十二回国会 衆議院 商工委員会 議録 第十五号

昭和三十年五月二十日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事 新八君 理事長谷川四郎君

理事 山手 満男君 理事 内田 常雄君

理事 永井勝次郎君 理事 中崎 敏君

阿左美廣治君 秋田 大助君

大倉 三郎君 小笠 公韶君

菅野和太郎君 齊藤 憲三君

笹本 一雄君 鈴木周次郎君

田中 彰治君 堀川 恭平君

森山 欽司君 加藤 精三君

鹿野 彦吉君 神田 博君

小平 久雄君 加藤 清三君

片島 港君 櫻井 奎夫君

田中 武夫君 帆足 計君

八木 昇君 伊藤卯四郎君

菊地養之輔君 田中 利勝君

松平 忠久君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席政府委員

總理府事務官(自治庁財政部長) 後藤 博君

通商産業 政務次官 島村 一郎君

通商産業事務官 (大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官 (重工業局長) 鈴木 義雄君

通商産業事務官 (重工業局長) 記内 角一君

中小企業庁長官

委員外の出席者

通商産業事務局 柳井 孟士君

官(重工業局長) 車岡課長)

官(重工業局長)

官(重工業局長)

官(重工業局長)

官(重工業局長)

官(重工業局長)

官(重工業局長)

官(重工業局長)

官(重工業局長)

通商産業事務局 官(重工業局長) 計量課長) 浦谷 友芳君

通商産業事務局 官(中小企業庁長) 秋山 武夫君

通商産業事務局 官(中小企業庁長) 馬郡 巖君

通商産業事務局 官(中小企業庁長) 馬郡 巖君

運輸技術官(船舶局) 関連工業課長) 畑 賢二君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 円地 亨四郎君

専門員 菅田清治郎君

五月十九日

委員櫻井奎夫君辞任につき、その補

欠として下川儀太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日二十日

委員下川儀太郎君辞任につき、その

補欠として櫻井奎夫君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人招致に関する件

計量法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二号)

自転車競技法等の臨時特例に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第三〇号)

中小企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二三三号)

商工組合中央金庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二四号)

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五一号)

○田中委員長 これより会議を開き

ます。

日程に入り、計量法等の一部を改正

する法律案、自転車競技法等の臨時特

例に関する法律の一部を改正する法律

案、中小企業金融公庫法の一部を改正

する法律案、商工組合中央金庫法の一

部を改正する法律案、中小企業信用保

険法の一部を改正する法律案を一括議

題といたし、質疑を許します。質疑は

通告順によつてこれを許します。田中

武夫君。

○田中(武)委員 先日の計量法に関す

る質疑に引き続き質問いたしたいと

思います。

計量法の改正を簡単に考えられてお

るようでありますけれども、計量行政

は国民経済生活の秩序維持の根本をな

すものであつて、重要なものであると

思うのです。従つて計量行政は政府に

おいて一元的統一運営が最も必要であ

ると思つておりますが、この改正に

よつて一元的運営を根本から混乱させ

るものと作るものであるように思う

が、そういうことにならないのかど

うか。

○鈴木(善)政府委員 ただいま御質問

の点であります。この法律の改正が一

元的な統制を乱さないかというお話

であります。問題は点は手数料を地

方に移譲することを御懸念されてのこ

とかと存するのであります。これにつ

きましては、たしかこの前の委員会でも

御説明申し上げたと存じますが、手数

料を地方に移譲いたしましたも一元的

の統一方針は十分保持していきま

す。この方針を考慮しておる次第で

ございませう。

○田中(武)委員 計量の手数料を地方

に移譲したときには、各地方公共団体

は独得の立場から計量行政の費用をま

かなうべく、計量手数料の額あるいは

その取締りの方法等を規制するのであ

らうと想像されるのである。そうす

ると、そこに地方差といふものができ

てくると思つて、そのような場合に、政府

としては行政的技術によつて十分これ

を阻止することができるといふ確信を

お持ちであるかどうか伺いたい。

○鈴木(善)政府委員 お話の手数料は

政令で定めておりました、全国一元的

にこれを定めるものでございませう。そ

れからこれの取締りに関する規定は全

部法律で規定してある次第でございま

す。しかしながら実際面でそういう点

があるいはまらまらになつていふこと

をできるだけ防ぐために、先般申し上げ

ました通り、計量法に調査官制度と

いふものを設けまして、検定、取締り

に不服のあつた者は再審議の道が開か

れておるわけでございます。これによ

りまして全国的統一の方針を十分間違

いのないようになつていふことができま

すとともに、これもすでに御説明した

と存じますが、計量講習所といふのが

通産省にございませうが、これで地方の

行政官を十分教育して、実際計量の行

政の任に当る者はその教育を受けて、

全国的統一方針の趣旨を十分体して実

行する、こういうふうにして間違いな

いことを期しておるわけでございます

す。そのほかブロック会議を設けて十

分統一をはかり、さらにこの行政の統

一を乱すことのないように十分この会

議を通じまして確保していく次第でこ

ざいませう。

○田中(武)委員 われわれが一番懸念

しているのは、いわゆる地方差が生じ

ないかといふことなわけです。もし地方

差が生じるような事態があれば、高度

の技術と経験を要する企業合理化の計

量器の製造、販売、使用等は著しく滞

りし、その企業の存続が危殆に陥るお

それがあるばかりでなく、せつかく現

在推進されつあるわが国の産業振興

の根本要件である各種産業の合理化も

また中途半端に終るようなことになり

はしないかといふことをおそれるわけ

であります。そういう点はどうなので

すか。

○鈴木(善)政府委員 ただいま地方差

についてのお話でございますが、全

国的統一の方針をあくまで実施する

ために、従来会合も開いていろいろ打

ち合せましたし、この法案を提出する

際にも、特に府県の責任者を集めま

して、この法案の実施の結果さういふ

ふうな地方がまらまらにならないよう

にとつていふことについては十分誓約を得

ておりました、われわれとしては責任

が期し得ると確信いたしておる次第で

ございませう。

○田中(武)委員 それからこの改正に

よつて、日常各方面に使われている

第一類第九号 商工委員会議録第十五号 昭和三十年五月二十日

第一類第九号 商工委員会議録第十五号 昭和三十年五月二十日

わゆる普通のはかりは比較的小資本、小規模の業者で大部分作られておる。こういうことによつて、その上いたずらに業者ができれば、乱立分散の機運を助長して業者の経済的基礎を薄弱にし、かつまた生産コスト、販売価格の引き上げを招来するような結果になりはしないか、こういうようなことをおられるのですが、そういう点ははどうですか。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの御質問は、この結果各府県ごとに新しいメーカが増加し、それによつて乱立をしないかという御心配と存じます。この点も、この法規の提案の準備をいたしましたときに打ち合せまして、府県からはかようなことは一切しないというふうな確言を得ておるわけでありませう。われわれとしても今後十分その方針によつて指導して参りますし、またそういうこともないというふうな信じておる次第でございます。

○田中(武)委員 われわれの一番心配しておることは、これは手数料の地方移譲である。これが改正の大きな要点である。こうおっしゃつておるのであるが、手数料の地方移譲ということ、その結果計量行政の地方移管により、各地方自治体が勝手な検査をやつたり、いろいろの主観による計量行政が行われるために、地方差ができてきやしないか、こういう点を一番心配しておるわけだ。従つて地方自治団体が要望しておるところの手数料を地方に移譲するという目的を達成することが出来るか、そういう心配が起らないか、といったような方法によるこの改正の仕方はないか、こういうことを伺いたい。たとえば今言つたような二百二

十二条に一項を加えるというああいふ条文の置き方でなく、地方財政法と計量法の一部を改正して、そうしてあくまでも計量行政は国家の行政である。これは政府がやるのだ、その費用だけは国家が負担するのだといったような改正の仕方ができやしないか。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの御質問は、計量行政費の全額国庫負担の問題をおっしゃられたのかと存じます。ただわれわれといたしましては、そうであれば非常に理想的でありまして、一番望ましいものであると考えてきたわけでありませう。昭和二十四年までの形をとつてきたのでありますが、二十五年から地方平衡交付金制度においてそれが繰り入れられまして、二十九年度になつて交付金制度になつた。これによりまして、一応計量行政費として地方の所要経費が交付金の中にベイスとして計算を入れますけれども、俗に言いますこれがひもつきでなくして、計量行政費として地方にいけます場合、その経費が確保されない。たとえて申しますと、昭和二十七年で二億数千万円の地方計量行政の費用を計上して、交付金のベイスを出したのでございませうが、実際の地方で計上された計量行政の費用というものは一億五千万円程度でございまして、こういう点は地方の計量行政の円滑な実施に非常に支障があつたということで、何らかの方法をとらなければならぬ、われわれとしては全額国庫負担の復活を要求したのでありますが、これが地方自治制度の問題あるいは国の補助金の問題、そういう問題とから合ひま

ま遷延すれば計量行政はますます円滑

を期せられなくなる、こういうわけにその改善の策としてその手数料を地方に移譲するという結論を出したわけでありませう。そういう事情でありまして、これは非常に理想的な案ではないが、現在当面しております、また今後当面いたします計量行政の円滑な施行の上においてはこれはやむを得ない、こういう手段をとらなければ、これ以外に方法がないということからこれをきめたわけでありませう。

○田中(武)委員 政府委員に対する質問ではなく、委員長にお願いいたしますが、実は質問して答弁を伺つておるのですが、実際計量法というのはほんとうによくわからないのであります。ことに地方差ができるのではないかと申して質問してみても、できませんといへばそれまでなので、政府委員がよいと思つても、われわれしるうにはわからないのであります。それだけでは満足がいかないのではありませんから、これは計量器を作つておる業者の代表とこれに關係しておる労働者の代表でも一つ参考人として呼んでいただきたい。こういうふうにするのであります。

○田中委員 あとから理事会に諮りまして、ただいまの発言の趣旨を適當に処置いたします。永井勝次郎君。○永井委員 質問がダブつて怒られるかも知れませんが、お答え願ひたいと思ひます。この地方移譲によつてどのくらいの金額が地方に移譲されるのか。それから、実際に検査に要するいろいろな費用というものはどのくらいかかるか。また従来も地方で検査を実施していたということならば、この法案はただ手数料金の地方移譲ということだけが内

容であつて、検査という行政は従来と何ら変わらない、こういうような内容のものかどうか、この点についてお尋ねしたい。

○鈴木(義)政府委員 第一の点の、この移譲によつてどれだけの金額が移るか、これは大体年間にいたしまして約五千万円でありませう。それから地方の計量行政の費用はどの程度かという問題でございませうが、これは年間にいたしまして三億二千八百万円でございます。従いましてその差額は、やはり依然として地方交付金のベイスとして計算に入れることになつておる。

第三点は、この法案の改正は、検定については従来と同じような方針でいくかどうかという御質問でございませうが、それについては従来と変わりはありません。○永井委員 計量検査を地方に移譲することによつて、計量器の地域差というものが生まれてこないか。たとえば、こういう基準で検査をするという基準はありませう、実際の運用操作の上において、北海道と鹿児島と、こういうふうな地域差が実際に出てくるのではないか。こういう点についてはどういふふうな考えられますか。○鈴木(義)政府委員 その点については、先ほど申し上げました通り、検査の方針については従来と変わらないのでございませうから、やはりこれは全国で統一いたしまして、法律の規定するところから従つて十分遺憾ないようにしていく方針でございませう。

この差は地方自治体の負担ということになつて、これだけの負担の差額は平衡交付金で補填しているというが、そういうことは平衡交付金の配分規定の中に明確にして、これだけ補填されていくのかどうか。ただ平衡交付金の中にこれは含んでおるといふだけの話なのか、その点を明確にしたい。

○鈴木(義)政府委員 前の御質問のときにお答え申し上げましたが、従来は、全額国庫負担が變りまして、全部交付金制度のベイスとして計算しておつたのであります。それがひもつきといひますか、はつきり交付金が一本になりますから、計量行政は幾んどしてベイスとして計算いたしますが、それがきまつておりませうので、地方で實際使いました場合にはそれがわれわれのベイスと違つて、予想通りの計量行政費が確保されていないという実情がございませう。そのために、全額国庫負担にしてくれというふうな議論がございまして、われわれもそれを交渉したわけでございますが、前に申し上げましたような事情でそれが実現できない。改善の策として、せめて手数料だけは地方に移譲したい、こういうふうなことで考へたわけでございます。こういう例はほかにも、火薬の取締りとか高圧ガスとかいふのはやはり同じように手数料を地方に移譲しております。

○永井委員 いろいろ地方に仕事を移譲するということは、地方の自治体を尊重するということですが、移譲される仕事の内容を見ますと、そろばんに合わないようなものだけを地方にどん

どん移譲して地方の負担を増しておる。そうしてこつちの方では命令や指図や行政権だけを握って大きな額をしておる。そうしてその費用は平衡交付金の中に含んでおるのだ、あれも平衡交付金、これも平衡交付金だといつて、実際は地方は赤字で苦しんでおる。大体自治体はその固有の仕事は二割か幾らで、ほとんど国家の行政を代行しておる。こういう形になって地方に赤字が出ておるわけでありすが、これに對して、そろばんに合わないからこれは移譲するのだ、五千万円をやって、そうして三億二千八百万円ですか、これだけをともひもつきで赤字を移譲してやる、これはこういう意図から出ているのではないですか。

○鈴木(義)政府委員 お話の点はむしろ逆でございまして、計量行政の円滑を期するために、今まで国の収入となつておりました手数料を地方に移譲するというわけでございますから、この点はむしろ地方行政としては案になるのではないかと、こういうことでござい

ます。○永井委員 案だといつても、実際的には五千万円だけ案になるといふことであつて、赤字の負担には何ら変わりはない。先ほど来の答弁によると、五千万円だけの移譲で、これは問題にも何

もならないのです。五千万円だけ現実案になるというだけで、実際には三億二千八百万円の負担を、移譲によつてかえつて正当化するという結果になるだらうと思ふ。

それはそれとしまして、今度の法律改正の中に電気計量器が含まれていないのはどういふわけですか。電気計量器の問題は、明治四十年かなんかの古い

法律一本で今やっているのですが、この計量法の改正の中に電気計量器をなせ入れないのか。入れない理由と、電気計量器についてはどういふふうにか考えておられるか、これをお答え願ひたい。

○鈴木(義)政府委員 ただいまのお話は計量法と電気測定法の問題かと思ひますが、これは前にこの計量法が制定されました時、実は問題となつていろいろ議論をされたのでありますが、これは従来歴史的に法系を異にしておりまして、そういった意味でいろいろ問題があるわけでございます。しかしながら、いずれの法規におきましても、それぞれ従来特色を持っておりまして、相手方の思想を取り入れなければならぬといふふうな考え方もございまして、目下この両法の体系をどうするかという点についてわれわれとしては研究しておる次第でございまして、これについてはなるべく早い機会にこれをどうするかという点について結論を得たいといふふうにか考えておりますが、今度の改正案におきましてはこれは取り上げておりません。

○永井委員 計量一般ということになれば、電気測定器関係のものも同様に扱わなければ、これは一貫性、普遍性というものは出てこないと思ふのです。研究中という点ですが、それはどんな形でどんな方向でどういふ機関でやつて、大体見通しとしてはいつころそういうことをやるのか、そうしてその考え方は、現在提案されておる法律案と切り離して何ら支障が起らないかどうか、そういう点について詳しくお答え願ひたい。

○鈴木(義)政府委員 実は今度の改正につきましては、当面問題としております点だけを掲げまして改正の提案をいたした次第でございまして、お話のような根本に関する問題は目下研究しております。これは先ほど申しましたように、できるだけ早い機会に思想を統一いたしまして結論を出したい、こういうふうにか考えてせつかく研究を進めておるところでございます。具体的にそれがどうなるかといふことは、もう少し結論を待つてから申し上げさせてもらいたいと思ひます。

○永井委員 先ほど同僚田中委員からお話がありました通り、計量法といふのはわれわれしるうとでちよつとまだ伺えない。しかも今聞きますと、やはり計量法の一環であるべき電気測定器といふようなものが全然除外されておるといふようなことで、この問題はやはり専門家に「たとへばこういうことによつて計量検査の規格運営といふものが全国統一された形で行われるかどうか。地域差が出てくるとすれば、これは非常に重大な問題でもありまして、これらの関係のそれぞれの利害当事者を呼んで参考意見を聞くといふ運び方をすることが妥当ではないか、時間はまだあることでありまして、そういう手続をせひしていただきたい、こういうことを申し添えまして私の質問を終ります。

○首藤委員長代理 永井委員に申し上げます。あとで理事会を開いてその結果で決定いたします。

○永井委員 それから計量でないこと

でちよつと政務次官にお尋ねしたいのですが、肥料の輸出会社が昨年決議さ

れました。この輸出会社法は、現在の国際経済の情勢からいって輸出は出血ができる、この出血輸出をやつた場合、外国には安く売る、その安く売つた分を国内の農民に転嫁する、こういう二重価格制になって、これは農民が承服しないところである、こういう大きな国内問題から、この赤字は国内の農民に転嫁しないのだ、輸出会社を作つてここに赤字を積み上げておいて、そうして一面政府から財政投融資をして、企業の合理化をはかつて合理化から生ずるところの黒字でこの積み上げ

をいただきます。

○小平(久)委員 私は競輪関係から主催者への収入金、これについて若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

○後藤政府委員 関係各省と相談いたしまして一応の基準を作つております。私今そのこまかい資料を持っておりませんが、おっしゃいましたように、大体人口三万ぐらゐの規模を持つておる団体がやるといふのが一つの基準であります。町村は一方町村だけでは認めない、三万ぐらゐの組合でも作つたものを認める、こういう方針であります。もう一つは財政的な観点から、財源の乏しいところに対して認め

ら、こういう大きな方針を大体持つております。そのほか実際収益が上がるかどうかといふような技術的な基準と申しますか、採算上の基準と申しますか、そういうものはやはり通産省の方でいろいろお考へになつておりますので、そういう基準も入れて、やはり収益が上がるものでなければ困る、地方財政に寄与するものでなければ困る、こういうふうな基準でやつております。

○小平(久)委員 きわめて抽象的な答えて満足いたしません、何でしたら

をいただきます。

をいただきます。

後ほどその基準を参考に御提出願いたい。

第二に伺いますが、施行者の収入は、通産当局の御説明によると、二十九年度が五十三億数千万円、三十年度においてもやはり五十七、八億円くらいになるのじゃないかという御説明であつたのですが、それらの使途について、大体今までどう使われておるか、参考書類が出ておりますが、一体この使途につきましては、自治庁としてどのような監督というか、指導というか、タッチされておるか、あるいはこれは地方自治体等がそれぞれ思い思いにやっておられるのかどうか、この点を承りたい。

○後藤政府委員 競輪で上りました収益のうち、一般会計に繰り入れる分につきましては、やはり公共事業に使うような指導をいたしております。

○小平(久)委員 一般会計に繰り入れるというの、どういうことですか。

○後藤政府委員 大体特別会計に入っておりますが、収益が一般会計に入りますと、一般財源という格好になつて参ります。その場合にはやはり公共事業に使う、学校、道路、河川とこまかい公共事業の項目をあげまして、大体こういうふうなものに使え、こういうふうな指導をいたしております。

○小平(久)委員 そうしますと、最初に地方自治体が施行者団体にならうという申請か何かをなさるときに、収支は大抵どうなる、収益があつた場合にはどういふ方面に使う、そういうあらかじめの計画書によって施行者を許可しておるのではないですか。

○後藤政府委員 先ほど申しました財源の不足しておるといふ意味は、やは

りそれに見合う財政需要があつて財源が不足する、こういうふうな考へておられます。従つて財源が不足しておるかどうかということも判定する場合には、それに必要な財政需要というものが一方にある。道路とか学校というふうな建設の費用が要する。しかし十分の財源がないというので、その財源の補填をするために、競輪とか競馬をやる、こういうふうな格好になるわけでありまして、従つて財源不足ということも財政上予定しての話でありまして、収益は予定した財政需要に持つて行く、こういうわけでありまして。

○小平(久)委員 そこで当局の説明によりますと、現在施行者となつておるものは、都道府県が十八、指定市町村が百七十一、合計百八十九だけでありまして、こういう資料が出ておりますが、私の考へによると、一体全国の市町村——県はしばらくおきましても、市町村のうち、わずかに百七十幾つが施行者になつておる、こういう実情であります。一体今日の各地方団体が窮乏の状態にあるときに、こういう片寄つた一部の町村だけがその競輪による収入を使つておるのが、果して妥当かどうか。そういうことをすでに検討する時期に来たのではないかと、この頃が私はいたすのであります。たとい競輪を始めるといふ際には、最初はその動機が、当時戦災を受けて特に苦しい市町村等にやらせるといふような話があつたことも承知をいたしてありますが、すでにも競輪を施行以來数年、しかも年々五十幾億の金が入る。政府の説明によれば、現に提案になつておるこの改正案によりまして、この五年くらいはまたどうやらやつてい

こうという考へである。こういうことになりまして、私はそういう先のこと考へても、この施行者を従来のままにやつていくことはどうかという気がいたすのであります。そういう点について自治庁としての御所見をこの際承わつておきたい。

○後藤政府委員 私どももいたしましては、やはり地方団体の財源というものは、正規の一般財源、税で与えるのだという観点に立つておりました。かような収益を得るために地方団体が事業をするということは、変則な行き方である。従つて競馬、競輪その他の収益事業そのものは、これは公営事業のうちでも、従来の公営団体に最もふさわしい事業と考へておりましたものの外にある事業でありまして、一般の公営事業とは異なつた性格のものであるから、地方団体との関係を早く縁を切りたいという気持はございます。

それからもう一つ、おっしゃいましたようにある特殊な団体、競輪で申しますと二百くらいは、これは全体を得ておるといふことは、これは全体の四千幾つもの市町村のうちでもやはり一つの問題である。従つてできるだけその利益を均霑するところの方式をも考へてもいい段階ではないか、かようなことを私は通産省の方々にも申し上げておるわけでありまして、つまり特殊な財源を持つておる団体であるといふことでなくて、その特殊な団体の利益をやはり付近の市町村に均霑してもらうような方策を、もうそろそろ考へてしまふというつもりになりますと、おそれる償却は全部完了してないといふところの団体が相当あると思ひます。従つ

て償却の完了を待つというの、一つの考へ方ではないか。従つて一挙にこれをやめるといふことでなくて、何年かその期限を切つて、何年先にはやめるといふ一つの看板をかけてやめるといふのも、一つの考へ方ではないか。一挙にこの際やめるといふことは、やはり団体に与える影響が相当ありますから、その説は私はあまり感心しないといふ考へを持っております。しかし將來の問題として、何年か先にやめるといふ方針のもとに運営して行くといふ考へ方が必要ではないか、これは競輪そのものの本質から、また地方団体の財源としての考へ方から、私どももそういう考へ方を持っております。

○小平(久)委員 自治庁のお考へもわれわれと同じような考へを持っております。今度の答弁から申しますと、施行者というものの許可、これは償却等の関係も見合ひながら、とにかくこの競輪が行われておる以上は、これが望ましいものでないことは申すまでもないのですが、現実の問題としてやはり施行者の範囲も極力広げて行く、そういう御方針と解してよろしゅうございませうか。

○後藤政府委員 新しい許可は私は好ましくない、新しい施設の許可はこの際やめてもらいたいという希望を持っております。しかし現在ありますものを利用するところの団体、施行者団体であります。その団体は先ほど申しましたように、できるだけ広く利用された方がいいのじゃないか。しかしこれは理屈で申ししても、最初に施設いたしました団体の償却なんかいろいろあるわけでありまして、そういう団体の間の問題がございまして、話し合ひさえつければ、できるだけ広く認めてやつて、利益を均霑された方がよろしい、こういう考へ方を持っております。

○小平(久)委員 私の申ししたのは、もちろん競輪場そのものの新設を広く認めるというのではなくて、従来施行者に入つておるものを、これをなるべく多くの市町村に分ち与えるような方式を一つ考へたらどうか、こういうことを申し上げたのであります。

そこで政務次官に伺いますが、今自治庁の意向は大體わかつたのですが、これはもちろん通産省とも相談があることと思ひます。そこで競輪場そのものの新設はやらぬ、これははっきりしてもつけようですが、要するに当分これを続けるという以上は、私は単に百数十、二百足らずの団体がとにかく五十幾億の収入を得て使つて行くといふことは、もうそろそろ再検討を要するときに来ておるのじゃないかという気がするのであります。通産省の方針はどうなんでしょうか。

○島村政府委員 ちょっと聞きとれないのですが、もう一べん……

○小平(久)委員 政務次官も御存じでしょうが、施行者たる地方自治体に二十九年度は五十四億からの収入があるわけですが、三十年度においても約五十八億からあるだろうという御説明があつたわけでありまして、ところがこれらの収入はわずかに二百足らずの県並びに市町村の収入となつておる。今日の段階に來てはこの施行者というものを、もつとできるだけ広げて、いずれも地方自治体は窮乏を告げておるのであるから、特定のわずかの自治体だけがこ

ろあるわけでありまして、そういう団体の間の問題がございまして、話し合ひさえつければ、できるだけ広く認めてやつて、利益を均霑された方がよろしい、こういう考へ方を持っております。

ういった特殊な収入を得ておるといふことは、もうそろそろ清算というか、再検討を要するのではないか、こういう意味なんです。大体自治庁の方でも同じような考えの御答弁があったわけでありまして、これをどうするかという点については通産省にも当然これは協議があると思えますから、通産省としてはどういう考えを持っておるかということをお聞いおるわけであり

○島村政府委員 お答えいたします。今の施行者の問題につきましては、自治庁の方で所管いたしておりますので、そちらの意向に従ってこちらには御意向に沿っていくような方向に進めていくということに相なるうと思

○小平(久)委員 その相談のことはわかってはいるのですよ。相談があるという以上は、通産省でも、その主管ではないが、通産省としてはこんなふうな考えをくらの意見を出すのではないかと、だから通産省としてはどうか、こう伺っているわけですか。

○鈴木(義)政府委員 大体自治庁の方から答弁された気持と同じような気持でわれわれは考えていきたいと考えております。

○小平(久)委員 その点は大体そういう方向を厳守してもらいたいと思う。大臣が来たから、大臣に一点だけ承り、競輪関係の施行者というものは、都道府県、それから市町村においては自治庁長官が人口とかあるいは財政状況等を勘案して許可を与えているわけですか。ところが現在それが幾つあるかというところ、これは大臣御承知で

しょうが、都道府県が十八、それから指定市町村、施行者となる市町村が百七十一、合せまして百八十九だけが施行者になっているわけですか。これらの地方公共団体が二十九年度において約五十三億の収入があった。それから三十九年度においては、大臣のおっしゃられる通り約五十八億程度の収入があるだろう、こういうお見込みですね。私の考えでは、このような現状というものは、地方財政の窮乏ということがほとんど普遍的になっている今日の状況においては果してどういふものか、実はそういう気がするので、競輪と

いうのはそういう特殊な好まないことをやめて地方自治体の収入をはかたことというところも、当時戦災の復興とかいろいろ特殊な事情があったということが一つの動機であったこと

も承知しておりますが、二十三年以来から数年たち、時日も経過してありますし、財政事情は御承知の通りである。従って私は施行者というものは今後広くやらせる、ねらいは施行者である。競輪場そのものをふやせという意味ではない。要するに五十数億の財源というものをなるべくあまねく地方団体に行き渡るような方途をこの際にもう考えてい段階ではないか。特定

のわずかに百数十の地方公共団体がこういった収入をとかく得ているという

ことは、もう時勢に合わなくなっているのではないかと気がするの

際御所見を承わっておきたい。

○石橋國務大臣 お話は現在許可されている競輪場をもっと広く利用させろという意味ですね。それは現在も他の市町村にある競輪場を利用して、競輪を開催するということは、どれだけ行われておるか知りませんが、相当にやっております。それでお話のように、新しい競輪場は許可しない方針であります、しかしながら現在ある競輪場を利用するということは今でもやっておりますし、なお今後希望があれば広く利用させるといふつもりであります。

○小平(久)委員 大臣の答弁の通り、施設者以外の地方公共団体もやっていると承知しているのです。それを合せてなおかつ百七十一の市町村きりやっていないのです。これで要するに五十数億の収入を得ているわけだが、それでは今日の段階ではまだ私は不

○石橋國務大臣 御趣旨よくわかりました。いずれ自治庁の特にそういう希望があると思いますが、よく自治庁と相談いたしまして御趣旨に沿うようにいたします。

○小平(久)委員 そこで今度法的に審議会が作られるという、これはこの間からの説明によると、今後競輪自体を継続すべきかどうかということまで検討してもらおうのだというお話でありましたが、今私のお尋ねしたような、かりに競輪による収入、大臣の説明によると、五年くらいにとかく好まないが

やらざるを得ないだろうというお話のようだから、その間においての収入というものをどう取り扱っていくかというような点まで、やはり今度の審議会には審議させるのですか、どういふ考えですか。

○石橋國務大臣 それはむろんそうでありまして、根本的問題も一つ、そのほか競輪の監督、今暫定的にやっております間のやり方とか、その入って参ります金の処分についての監督あるいは指導というものを審議会でもやるつもりであります。

○森山委員 この前の委員会でも局長にお伺いしたのでありますが、一億円以下一千万円以上の企業に対する融資の問題についてお尋ねしました。それについて通産省の現在の御方針及び今後の御方針について、それから現在の融資状況をお伺いしたいと思

○鈴木(義)政府委員 これは昭和二十九年年度の調べでございます。実は二十八年年度まではちょっとトレースできませんので、一応申し上げますが、機械工業の設備近代化の資金といたしまして、個々別に見ますと、一千万円未満のもの約九百六十二件、二十一億、それから一千万円以上一億円未満のもの七十二件、四億五千円、一億円以上のものが二十二件、十一億円、このようにござい

○森山委員 設備近代化のために、一千万円以上一億円以下の規模の企業に対して四億円の融資というのがあります。いわゆる中小企業あるいは一億円以下の規模の企業に対して、この数字が適当な数字であるとお考えですか。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの数字は通産省としてあつせしめた数字でございます。これ以外にも自分で調達した資金というものは別にあるわけでございます。別に自己において調達した資金はあるわけでございます。それから、先般も御質問がありました通り、一億円以下一千万円以上というもののについては長興銀とか一般市中銀行に期待するという点がございまして、中小企業関係の恩恵も受けず、また開銀が相当大規模になるものから、開銀は必ずしも一億と限っておりませんが、結果的に見てそれに均霑しないという点もあるわけでございます。その中間の地帯は、これは先ほど申し上げました通り、長興銀その他の一般市中銀行という点において従来考えてい

ら、御指摘のようなギャップは確かにあるわけでございます。これはほかの事業につきましても、これはほかの事業につきましても、機械関係につきましても、先ほど申し上げました四億円のうち二億円足らずのものは競輪の方の近代化設備として、機械関係の部品の他輸出方面あるいは基礎的な関係の部品工業に、その近代化設備として貸付をいたしたわけであり

○森山委員 一億円という線、現在通産省はそういう基準を打ち立てておるのじやございませんか。

○鈴木(義)政府委員 必ずしも一億というに限定いたしておりません。大体大規模なものは開銀に持つていく、こういうこととござい

○森山委員 私どもの聞いておるところでは、一億一億という線を引き



のない関係上、窓口の業務を代理させているのでございますが、この代理店が母法の精神を忘れて、自分の家の金と同じように考えて、これをこげつきに肩がわりしたり、あるいはこの公庫の金を自分の窓口の発展の材料に使っているという向きが非常にたくさんあります。実例はおそらく大臣の耳にも入っているでしょう。私のごときもの耳にも生きた実例がたくさん入っております。そこでこの問題について公庫の理事側ではこれは早急に改めますと申しておられますけれども、これは口契約に終ってしまつて、から手形になると考へるのでございます。なぜならば、直接貸しをするとか、代理店業務を公庫の手足でやらせるには予算があることとございます。そこで今年度は一体大臣としてはこの窮状を救うためにどのような手を施されますか。

○石橋國務大臣 御指摘のような弊害がある程度あるということは、これは今の制度上のおすから想像ができるわけでありまして、できるだけ直接貸しをやりたいというので、本年度からでも少し店をふやしまして、直接貸しができるように、そのために必要な理事も一名ふやすということで、中小企業金融公庫の法案を提出して御審議願つておられます。それから代理店等の問題については保証の方法によつても少し今までもより円滑に金融が行われるようにしたいと考へておられます。

○加藤(清)委員 本年度の予定についてはあらかじめ承わつておられますので、それは承知をいたしておきますが、これはほんの焼け石に水でございます。

まして、十分なことはどういふかねると思ひます。そこで商工中金の方も十分な手が施されない、中小企業金融公庫の方もまだ不完全なあり方であるということになりますと、御承知の通りデフレ経済によつてこの金融引き締めをし寄せを受けているのは何といつても中小企業が一番多いのでございます。この点は大臣よく御存じの通りだと思ひますが、このおかげですら今年度に入りましてからも、なお倒産がはつぱら現われて参つております。去年の六月をピークとして承へんの会社がすいぶんぶつ倒れたことはよく御承知のことと思ひますが、その傾向が今現われつつあります。そのことは中小企業の安定法二十九条の奨助もこれに加えてその勢を一層助長させつつあるようでございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありますか、既成の金融機関の方にまかせつきりでございますか。あるいは何か手を打とうとなさる氣持がございませうか。

○石橋國務大臣 いろいろ承知はしております。これは直接貸しとかなんとか申しまして、そう急にはスタッフの關係もありまして、中小企業金融公庫の活動をすべてわれわれの希望するようにならざるやうなことは、實際問題として困難でありますから、これは当面の問題にすぐは何かうまい手があることをわれわれも希望いたしますが、金融機関としては徐々に機能を作つていく以外にないと思つております。

○加藤(清)委員 この問題については九月から直接貸しを月々三億ずつおやりになつたと承わつておられますけれども、不景氣のどん底は三、六、九と

参りまして、六月が一番どん底になりそうなのです。あなたの考へ方が違へば別でございませぬ、例年の例をとつてみますと、そこへ中小企業のしわが一番よけい寄せられる、その次に現われるのが九月で、承へんの不景氣は三、六、九にきまつております。そこで六月のどん底をこのままに放任しておきますと、一層倒産に拍車をかけることになると思ひますが、それについてせめて市中銀行に對して政府が何らかのサセストーションをするとか、あるいは例産に向かおうとしておられるものを、金融面のみならず別な面でもこれを助けようとする腹があるのか、その点を承わりたい。

○石橋國務大臣 中小企業者が倒産をするのを傍観して置けるということは、もちろんいたしません。これは大蔵省ともむろん相談をして、できるだけの処置をとりたいと思つております。今不渡り手形の買ひもどし制度というものも始めておりますので、倒産までいかないやうに、できるだけの手は打つつもりでおります。

○加藤(清)委員 次に中小企業の金融公庫のワテでございますが、目下のところは十八業種あるやうでございます。これについて先般公庫の理事中野君にも尋ねたこととございませぬが、当初は十七業種でございませぬが、これをふやせというので、去年一業種ふえたわけなんです。このふやしてもらいたいという希望は、今日の段階では非常に多いようでございますけれども、そのうちに、政府が命令をされたために、あるいは委員会が決議をされたために、あるいは委員会が決議をされたために資金がいろいろ業界がございませぬ。

それはほかでもございませぬが、興行界、映画館、これは御承知の通り風通、換氣、衛生設備が悪い。ところがこの利用者は今日非常に多い。しかもここは国民文化向上の上に大いに貢献をしております。だからこれを禁止することはできない。従つて早く設備を改善しろ、こういうことを政府の方からいわれておられるのでございませぬけれども、これが悲しいことに市中銀行の融資のワテからいきましたと内種になつておられるのでございませぬ。また中小企業金融公庫のワテの中にも入つておられません。従つて金なしで、資金なしで設備改善をしろ、こう言われたら、これはないで振れないということになります。政府が命じているゆゑに資金が必要と相なつてきて、この業種は、政府が資金面のめんどうを見るのが当然だと思ひますが、大臣としてはどのやうにこれに對してお考へでいらつしやいませぬか。

○石橋國務大臣 映画館については、御説のやうに現在内種取扱ひをしておりますから、非常に映画館の金融というものはむずかしいということも想像がつきます。これはいわゆる不急不要の事業という取扱ひを受けております。しかしお話のやうにもしこれが不急不要でなく、どうしてもやらなければならぬというものでありますれば、むろん考慮をしなければならぬことと存じておりますが、現在はお話の通りであります。

○加藤(清)委員 政府が命令をして設備改善をやらせようといつておられるのです。それでも不急不要でございませぬか。不急不急といふのは過去の言葉であつて、現在政府から命令をされて設備改

善しろといわれておつたら不急不急でございませぬ。目下緊急に必要な金なんです。これでも不急不急という言葉が当てはまりませぬか。そこで申し上げたいことは、不急不急といへば、むしろ私から考へれば料理屋の方が不急不急の率は大きいと思つて、ところがこの料理屋の方は国際観光の看板を一枚かけさせてもらいますと、ここへは設備改善の費用がちゃんと貸してもらえるやうになつておられるのです。ところが一般大衆が文化向上のために行くところのここは不急不急で、料理屋の方が緊急だといふたら、これはナンセンスです。一体それでもなお大臣は片方は不急不急だと思つておられますか。

○石橋國務大臣 それは料理屋がどうして金融をしておられるかということ、私は不思議に思つておられるのであります。どこかに穴があるのでしょうか。映画館は、これは頭から不急不急と申すことは少し行き過ぎだと思つて、今までの取扱ひはさうなつております。それから設備改善はむろん不急不急ではないので、設備改善はどうしてもやらなければならぬ。これは不急不急とは言えないと思ひます。ですからその点は一ツ實際設備改善が大眾の健全なる娯樂のために必要であるという観点から、なお考へる余地が、ありますから、考へてはいたさうと思ひます。

○加藤(清)委員 最後に、あなたは料理屋がどこから借りておられるかといふお話ですが、どこからでなく、国際観光旅館の看板をかけた、中小企業の金融公庫からちゃんと借りられることになつておられるのです。そ

こから借りてきて設備改善をやっているのです。どこからじゃないのですよ。この中小企業の金融公庫からちゃんと借りられるようになっていっているのですよ。事実そういうところでは借りてきて直したところがありますよ。ただしこれは公庫の本部の人が悪いというわけじゃないのです。公庫の本部の人は窓口から言うてきたから、額面通り受け取って渡すのですから、公庫の本部の人が悪いのじゃない。ただ国際観光の看板をかけたものには貸せるといふことになっておるのです。そこへ貸すだけの親心があるならば、一般大衆の娯楽場であり、この娯楽場は衛生設備を完備しなければならぬというところを政府みずからそこへ指令しておる以上、当然ここへはまず優先的に貸したって罰は当らぬと思うわけなんです。どこから借りてきているのじゃない。公庫から借りてきている。だからそのワクに入れる意思はありますか、ありませんか。

○石橋國務大臣 観光ホテルになれば金融のワクに入るといふことは存じておりまして、今までもある程度そういうところへ貸しておることは事実であります。これは建前としては、外人客を泊める設備があるところに限るといふわけでありまして、悪用をされておるといふことはどうもあるかもしれません。それから映画館の問題は、なお一つよく検討いたします。

○加藤(清)委員 最後に一点だけ。この間、大臣お約束いただきましたね。国有機械の払い下げをスクラップ・ダウンする問題、あれは早急に大蔵大臣と話をするとおっしゃいましたね。あれはその後いかが進展いた

しましたでしょうか。

○石橋國務大臣 政府の持つておる機械あるいは建物をスクラップにまわす、あの問題ですね。これは今事務的に大蔵省と案を立てて、あれはその払い下げ値段の問題で会計検査院の方の問題がありまして、何か特別の立法を要するようであります。それが無いと、一応帳簿価格にある値段があるものを、それよりも安くてもかまわぬ、スクラップで売ってしまうということができないという話であります。そこで今その事務的な折衝をして案をまとめておるところであります。

○加藤(清)委員 その件について、立法措置をしなければスクラップ・ダウンができないというところは、大臣もよく御承知の通りでございますが、これは大臣の選挙前の公約なんです。中小企業に対しては百五十倍の指数によって払い下げをするのだ、しかし大企業にはこれをスクラップ・ダウンするのだ、これのおかげで政府みずからにも時価相場との間に大きな矛盾が起きておると同時に、中小企業としては、古い機械でやむなく、資金がないおかげで、これをしんほうして使っておりますが、そのために中小企業に下請に出した場合にはいろいろな製品ができないという非難を受けている矢先なんです。従って大臣のスクラップ・ダウンされるというあの意思はまことにけっこうなことなんです。あれは中小企業は非常に歓迎したところなんです。だから早急にこの中小企業を救い、今日スクラップの足りない鉄鋼業界を救うという意味においても、なおこれは早急にやってもらわなければならぬことですが、この立法措置というものは

すでに大蔵省の方では決議になっておることなのでございますから、しごく簡単にいくと思えます。問題はこういうことを大蔵大臣が御存じないかもしねぬ。だからあなたは業界の専門、向うは金融の専門で、向うは何でも高く売ればいいという考え方を持っているようです。事実です。あの第二課長を呼んで聞いてもらいなさい。必ずそう言いますから……。それでせつかつく機械が年式が古くなってしまつて、宝の持ち腐れになり、その宝の上ハトのふんが乗つたり、あるいは水浸しになって、スクラップにするにも困難な状況に今進行しつつあるのだ、一刻も早くあなたの公約を履行されること、中小企業のみならず、国家の経済にとつてもプラスになる、こう思うわけなんです。そこでいつごろまでにそれができますか、早急にやるといふ話でございますが、今会期中にできませんか。もしできるとするならば、願わくばすでに話も出ておること存じますが、スクラップ・ダウンをする場合に、法律が規制する場合に、中小企業の出す今の古い機械の目方と、払い下げになる機械の目方、目方目方でやられるということが一番合理的で、一番簡単に行くことだ、早期に解決できることだ、私はさように考えております。その目方と目方の率をどのようにするかは別問題で、これは事務当局にまかせたいのですが、目方目方でいくというのは公平かつ合理的で、一番簡単にいくことだ、こう思うわけです。その点についてどのように立法措置をされるか、その時期は一体いつごろであるか、これを承りたい。

○石橋國務大臣 お説のように私も非

常に急いで、今早く案を作るように督促しておるところであります。むしろこの国会中にこれは間に合せるつもりで現在おります。

それから今の目方目方でやるというのは、これは技術的な問題でありますから、その通りいたしますというよくなお約束もここではできかねると思えますが、できるだけ御希望に沿うように、私どもとしてはできるだけ中小企業に安い機械を回したい、それからまたもう使えないものは早くスクラップにしたいという念願でありますから、それで督促いたしております。

○八木(昇)委員 ちょっと一つだけ……。先ほど加藤委員の御質問の中で、中小企業金融公庫の直接貸しの問題が出ておりましたが、これに関連して、中小企業金融公庫から金を借りようという場合には、まず企業診断がある。そして市中銀行の信用その他を檢討する。それに相当な時期を要する。さらに二、三倍の担保物件が必要だ。いよいよようやく資格ができて金がない。こういうふうなことで実際に金が借りられる段取りになるまでは、非常な長期の期間を要する。それで借りるに至るまでのいろいろな条件については、一応させておくといいたしまして、タイムリーに金を借りることができないといふことが、かねがね非常に言われておる。おそらくこの委員会でも、従来そういうこといろいろの意見があつたらうと思つて、それで直ちに直接貸しというふうなことはなかなかできないにしても、こういう非常に時期的なズレを要するような問題について、今後どういふふうなやうにいかかといふことについて、具体的にこ

ういうふうにしたいことを承わりたいと思つておる。できるだけそういうことにならないように、スピード・アップができるように努めますというふうなことでではなくて、何らかの具体的な策についてお伺いしたい。これと関連してもう一つですが、私どもは実は労働金庫の理事長などをやっておる。その場合に担保物件も十分にある。それから大体企業としてはうまくいっておるのだけれども、年末であるとか、あるいはお盆の時期であるとかいふことで、ごく短期間金繰りがまうかない、こういうふうな関係で労働者に対する貸金の遅欠記が出ておる。こういうふうな場合に、中小企業の経営者が、事もあるうに労働金庫に金を貸してくれというて申し込んでくる例は今非常に多いわけなんです。そこで労働者の積み立てた零細の金を中小企業経営者が借りる。もちろんこれは労働組合が借りるのですが、会社が担保物件その他について保証措置をする、あるいは社長個人の保証というふうな格好にして、金を貸してくれというふうなことが非常に多いわけなんです。そういうのも今の中小企業金融公庫にしても、あるいは商工中金にしても、とにかく急を要する場合は金の用立てというのにはとても間に合わぬ。こういうふうなことで非常に多く問題が持ち込まれておるような現状でありますので、労働金庫あたりは労働者が益を前にして金がもらえずにおるといふようなことから、やむを得ず法の許される限界内において、何らかの措置をしておるようなくともおそれがあるのではなからうかと思つて、そういう事情



もありませんので、この際具体的な方策についてお伺いしたい、こう思います。

○石橋國務大臣 どうも金融機関が一般に調査等に手間をとって、お説のようにタイムリーに貸し出しができないという事は、これは一般の弊害であり、簡素にしてやるという以外に道はないのであります。中小企業金融公庫の方ではさように指令をいたしておりまして、窓口から来たものは、本部においてこれを即座に承認するというような制度をとっております。だが、まだ窓口等がなかなか思うように動かないといつたような点が確かにあると思えますから、できるだけこれをそういふふうにするという以外に別

に—それで調査しなくてもよろしいというわけにも参りませんから、従業員の心がけてやってもらうという以外にはないと思っております。そういうふうにやりたいと思っております。

それから中小企業の方は、ことに長期資金の貸し出しのものですから、どうしても調査によけい手間をとるといふことがありますが、商工中金の方は相当早く手続ができておるつもりであります。

○八木(再)委員 今のような抽象的な御答弁は、おそらく今まで前政府時代からいろいろあつたのだからと思つて、それでもっと技術的に検討せられて、ぜひとも実際に早くなるように何とかしてもらいたい。もう一つ、労働金庫を代理店あたりに指定をしていただきたいという希望を持っているわけですから、そういう御意思がどうかどうかをこの際お伺いいたします。

○石橋國務大臣 御希望は承わっております。なお一つ検討いたしました、できればやりたいと思つております。

○内田委員 中小企業金融公庫法の改正、それと商工中金法の改正がかつておりますが、大蔵委員会の方に国民金融公庫法の改正もかかつておりますけれども、これは事によると予算の修正を伴うような修正案を出さなければならぬようなことになる案件かとも思つております。私は一つほかの委員の方にもよく理解を得たい意味で、筋を立てて詳しく石橋通産大臣にお伺いしたいと思つております。

今までの御説明によりますと、石橋通産大臣は中小企業金融というものは非常に苦しい状態にあるから、中小企業はわが国産業の非常に多くの分野にわたる、また国民の生活をささえておるのであるから、金融についても十全の措置を講ずるといふことを、しばしばいろいろの機会におっしゃつておるのであります。先般来御説明がありましたように、今回の政府の投融資計画におきましては、昨年の投融資実績に比しまして、中小企業金融公庫に対しまして、また国民金融公庫に対しまして、政府からの投資または資金運用部等からの融資もその絶対額は減つておるのであります。たとえばたまたま議案に供されている中小企業金融公庫にいたしましても、昨年は一般会計からの出資が二十五億円あつたのに對して、本年はこれが十五億というところで、この法律の改正案が提案されております。なお法律には載つておりませんが、この際の投融資計画の方に、おきまして、資金運用部資金が昨年は

中小企業金融公庫に対して百五億円供給されたけれども、本年はこれが十億円減つて九十五億円しか出されてないといふようなことでありまして、中小企業金融公庫だけにとりまして、一般会計におきまして十億円、資金運用部におきまして十億円、計二十億円減つておるのであります。国民金融公庫の方は、これは大蔵委員会の所管になっておりますが、これも同様であります。一般会計からの出資額は昨年同様二十億であり、資金運用部からの資金供給額は昨年の九十一億に對して本年は八十五億で六億減つておるのであります。都合二十六億が、中小企業金融公庫と国民金融公庫で減つておるのであります。それに対して石橋通産大臣は、商工組合中央金庫法の改正によつて十億円の出資をふやしておる、それで十分しりをぬくつておるといふことをしばしば御説明になっておられます。そこで問題が始まるのでありますけれども、私はまずこの商工中金に對する政府の十億円出資の問題を取り上げたいと思つております。

この十億円は、さつき社会党の加藤君からも質問がありまして、それに対する答弁がはつきりしないのであります。一般に伝えられるところによると、この十億円は出資ではあるけれども、この十億円は、政府から受け取るけれども、他の面において中小企業金融公庫からの借入金二十億円のうち十億円として返してしまふ、従つて右の手で十億円取つて、左の手で十億円返すから、差引商工中金に残る金としてはない。ただこの資本金は金融債発行の基礎になりますから、たといそれが十

億円でありますとも、二十倍まで、すなわち二百億円で金融債発行の余力を得ること、これは確かに言えます。これはいいことにも悪いことにも、いやしくも商工中金に金融債の発行を認めまして、そして資金運用部もその五割か六割を引き受けるという制度が確立したしております以上は、今回商工中金の出資をふやさない限り、商工中金の出しておる資料によつても、金融債の発行が行き詰まるのであります。これはどうしてもやらなければならぬことで、特別の措置でも何でもありません。そこで先般大臣から商工組合中央金庫法の改正の提案理由の説明がありました。それが、それによりますと、今言つた十億円は出資に出すが、別にその他の改正の一点があつて、従来中小企業金融公庫から商工中金が借りている借入金二十億円の償還期限が本年の八月に来るけれども、これを延ばすために今回所要の改正法を提案したといふことをお述べになっておるのであります。それは中小企業金融公庫法の三十四条の第四項の改正といふことでお述べになつておるのであります。中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明によると、「第五は、公庫の商工組合中央金庫に對する貸付金の返済期限を延長することであり、商工組合中央金庫に對する法定貸付金の返済期限は本年八月に到来するのであります。同金庫の資金繰り状況にかんがみ、これを政令で定める時期まで延長しようとするものであります。こういうことをお述べになつておるのでありますから、加藤君のさつきの質問や、また商工組合中央金庫の心配とか、あるいはわれわれが伝え

聞いておるのと反しまして、政府の御意思は、十億円は出資するけれども、その半面中小企業金融公庫は今までの貸付金の二十億円を本年度において取り上げないで、これは延ばしてやるんだ、従つてあの十億円は見せ金ではないといふ御趣旨のように承わるのであります。その点をまずはつきりお伺いしたい。

○石橋國務大臣 その商工中金の問題は、實際言つてまことにややこしい話がありまして、これは出資をする、しないでもなかなかめだたのであります。けれども商工中金としては、今お話のように見せ金というものが正しいかどうか知りませんが、中小企業金融公庫から借りているものの振りかへでもよろしいから、どうしても政府出資をしてもらいたい、そうすればお話のように債券発行限度がそれだけふえるからといふことで、そういう希望がたつておりました。そこでわれわれとしてもこれに努力して十億円出資をする、しかしながら金繰りの關係上、今申すように、すぐに中小企業金融公庫から借りているものを返せといつてもできませんから、そこで延期をする、かようなつもりであります。

○内田委員 最後のお言葉の返せといつても金繰りの都合で返せないから、延期をする、これはほんとうに延期なさるのですか。政府からいたたきました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案には、しまいの方に、「商工組合中央金庫に對する中小企業金融公庫の貸付金の返済期限を延長すること」と書いてありますが、これは大臣がはつきりされなかつたら、中小企業庁長官でけつこうですが、一

だけをはつきりさせまして、次の債券問題に移ります。

私が先般大臣に御質問しました。が、債券は商工中金の発行する債券、いわゆる金融債であります。しかも商工中金の発行する債券は、資金運用部の援助がなくては、自分だけのぬきみでは一般市場の引き受けができませんのであります。資金運用部からの引き受けを同時に求めて、抱き合せて発行を今までいたしておいたのであります。ところでその政府の投融資計画における金融債の引き受け計画は、先般お尋ねしたように、昨年度は百九十億円でありましたが、本年度は百七十億円に減っております。ところが、それが金融債を発行するということになりますと、私の存じておるところでは、長期信用銀行、それから興業銀行、農林中金、商工中金と、この四者であったと思つて、従つて今の大臣のお言葉からすれば、金融債の政府引き受けの総額は百九十億から百七十億に減つておつても、商工中金は金繰りが苦しいから、その割合には資金運用部の引き受け分を減らさないというか、少くとも昨年度と同額にする、あるいは昨年度以上に、こういう意味を持つのでしようか、それとも総額が減つたのであるから、商工中金債の運用部引き受け分も減る、従つてこれと抱き合せになる市中の方の金融債引き受けも減つてくる、こういうことにならぬのであります。どうか、これは大臣からでも長官からでもけっこうです。御答弁願ひたい。

○記内政府委員 預金部引き受けの金融債は、御指摘の通り、昨年度は百九十億円でありましたが、今年度は二十億減りまして百七十億になっております。

す。われわれといたしましては、減額にかかわらず昨年度通り二十四億はぜひ確保したいと考えております。現にこの四月、五月におきましても二億ずつを引き受けてもらつております。この配分の率はまだ最終的にきまつておりませんが、われわれとしては、全体の減額にかかわらず、少くとも商工中金については昨年度通り二十四億を引き受けてもらいたいというふうに努力するつもりでおります。

○内田委員 それは総額が減つたのでありますから、昨年度通り二十四億確保するという事は私にはなかなか困難だと思つて、しかしさつきも話が出ました農林中金等と違ひまして、農林中金はなぜあんなに楽であるかという事は、これは石橋大臣も御承知のように、これは今までの供米代金の前渡しを受けておりますために、無利息の金を非常に豊富に持つております。ところが商工中金の方はそういう性質の金がないために、さつき加藤君その他の委員から言われたように、非常に苦しい立場に置かれておられる、これがしるし。理念的には中小企業を組織化するということ、石橋大臣の演説でも、また配られた提案理由の趣旨説明にもあるのですが、その組織化の中核的金融機関という立場を背負つていながら、そういうよい金、農林中金のようによい金をもたぬ制度がないわけでありまして、商工債券の資金運用部の、政府引き受けの割当をとられる際には今記内長官からおっしゃられたように、委曲を尽してせひがんばつていただきたい。これもこれからぜひお願いいたさなければならぬこととありますから、ここで議論をしても始

まりませんが、この決意をせひ貫いていただきたいのであります。

それからその次に伺いたいことは、今度十億出資されるという事は、それが石橋さんの言われるように見せ金ではないのだ、一方の中小企業金融公庫の二十億のうち十億の返済期限を延長されるとすればおけつこうでありまして、私が政府当局にもう少しの親切があつていいのではないかと思つたことは、従来商工組合中央金庫法の四十九条にはこういう規定があるのであります。商工組合中央金庫ハ設立ノ時ヨリ昭和二十七年三月ヲ以テ終ル事業年度迄政府ニ對シ剩余金ノ配當ヲ為スニテ要セズ」という規定があるのであります。昭和二十七年三月までは政府からの出資に対しては利益配當が要らない、こういう規定があるのであります。昭和二十七年以後に政府が出資された例はおそらくない。従つて昭和二十八年以後の出資は初めてでありまして、従つてさつき返済期限を延期されたと同じように、この保護規定は、今度の十億出資に伴つて、私は延期してやつていいものではなからうか、この一方の中小企業金融公庫からの借入金十億円を支払います場合には、この十億円は利息がついておられますから、その利息は損金として中金の経費勘定で落ちるのであります。中金といへども法人税は払つておる、その十億円、利息を損金に見なされるものが落ちまして、今度は新しく配當を伴う十億円ということになりますと、配當をとられるのみならず、配當のもとには法人税がかかるというのであります。差引収支勘定を非常に苦しめる計算が出てくるのであります。

これは私は政府が忘れられたのかあるいは忘れられたのでなければこのぐらゐの四十九条の恩典は見てもやるべきだ。あるいは政府としてはやりたくないから委員会修正等でもやつてもらいたいという御意思ならやろうと思つて、その辺いかがでしようか。

○石橋國務大臣 事務的にはどうか知りませんが、私は配當をとるなどという事はむろん考へておらないのでありますから、とらないうもりであります。

○内田委員 大へんいいお考えですが、今度のたとへば中小企業金融公庫法などの改正を見ますと、委員のそれが読んでもわからぬようなごまかい規定ばかりたくさんあるが、しかしこの四十九条の配當をとること、昭和二十七年三月までは政府がとらない配當を十年延ばすという規定は、あんなごまかい、とてもわからない規定を置くぐらゐなら、きわめて簡単でありまして、大臣が考へてもすぐわかる。大臣はさような親切なお考えで配當などを問題にしない、ところが金庫の方から見ると大問題であるのであります。これは所管の長官はどうお考えになりますか、この条文は忘れられたのか、どういうお考えなのか。

○記内政府委員 われわれもせひそのようにしたいと考へておつたのであります。出資決定の際のいきさつその他から見まして、なかなかそこまで話が参りませんので、配當は民間出資と同様の扱いに相なることかと思つております。

○内田委員 とところが農林中金のこと

○石橋國務大臣 ごまかしやごまかしません。それから商工中金が債券発行等によつて資金ができませんれば、中小企業金融公庫だつてやはり金はほしいのですから、返せるものは返してもらいたいと思つて、政令でその時期を定めて、政令で定める時期まで延期をしたい、こういうようなわけであり

○内田委員 その問題は一応留保しますが、今大臣のお言葉に、債券を発行して金がでるからということであり、今度の十億の問題は、問題の所在

○記内政府委員 預金部引き受けの金融債は、御指摘の通り、昨年度は百九十億円でありましたが、今年度は二十億減りまして百七十億になっております。

○内田委員 とところが農林中金のこと

○石橋國務大臣 ごまかしやごまかしません。それから商工中金が債券発行等によつて資金ができませんれば、中小企業金融公庫だつてやはり金はほしいのですから、返せるものは返してもらいたいと思つて、政令でその時期を定めて、政令で定める時期まで延期をしたい、こういうようなわけであり

○内田委員 その問題は一応留保しますが、今大臣のお言葉に、債券を発行して金がでるからということであり、今度の十億の問題は、問題の所在

○記内政府委員 われわれもせひそのようにしたいと考へておつたのであります。出資決定の際のいきさつその他から見まして、なかなかそこまで話が参りませんので、配當は民間出資と同様の扱いに相なることかと思つております。

○内田委員 とところが農林中金のこと

はこの主管ではありませんから、農林中金だけがいいことをしておるといふことは一々引例いたしません、たまたま同じ法案が載つておる中小企業金融公庫におきましてはこういふ規定があります。これは御承知だと思いますが、二十五条の第三項というものがあります、中小企業金融公庫は政府から借入金ができるのでありまして、この借入金のことをこう規定してあります。中小企業金融公庫が政府から借り入れる借入金については、政府の方から見れば貸付金についての利息を免除し、または通常の条件より公庫に有利な条件を付することができるといふ規定があるのであります。これはお忘れになっておらないと思ひますが、つまり中小企業というものを助ける、しかもこの中小企業のもことになる金融機関といものは、いろいろな面において弱いものであるからという趣旨で、一昨々中小企業金融公庫法を作つて、この公庫が発行する際にもさうな政府からの借入金にも利息を免除するとか通常の条件より有利な取扱いをするとかいう条文が生きておるところがさつききの商工組合中央金庫法の四十九条といふもの二十七年三月といふものは過ぎておりますから、この条文は自然消滅してなくなつてしまつておるわけです。従つて今度の改正でももしこれをやるつもりなら四十九条を削るとかいうことを表に出してわれわれの注意を喚起しておいていただいた方がいくらいのことでありまして、中小企業金融公庫の方はさういふ規定を置きながら、商工組合中央金庫の方にさういふことを支援する規定を削つてしまふといふことはどうも

わからぬように思ひますが、これを聞いて詰めてみてもなかなかむずかしいから大蔵省に負けたのだというふうなことでどうも御答弁にはならない。特に一萬田大蔵大臣よりはるかに強い石橋通商産業大臣が中小企業の方に乗つておるのでありますから、そのくらしいことは押し切つておやりの法案審議の職責が果せないように思ふわけでありまして、これはほかの委員の方も関連質問があつたらどんどん述べていただきたい、かように思ふのであります。

が、それらと関連いたしまして、預金の金を直接借りという道を閉くべきではないか。どうも御研究が足りない、商工中金といふものがだんだん少なくなつてしまつて、一方中小企業金融公庫ができたからあれはあれでいいのだ、あるいは中小企業等協同組合、あるいは団体の中核金融機関であるから、政府が手を出さぬ方がいい、金利が高くてもいいというふうな考へに後退されておるのではなからうかと思ふのであります、さればいつて今度の商工組合中法改正の提案趣旨の説明によりまして、政府はこれによつて六に中小企業の協同化を鼓舞するといふようなことが書いてあるのです、どうもその辺がわかりません。私は、中小企業等協同組合の中核金融機関として育てることはまことにけつこうであります、それなら今言ふようないろいろの手を戻さなければならぬ問題があるのじゃないかと思ひます。

それからその次に移ります。問題の要点だけを取り上げます。これもたびたび申し上げておることでありまして、国庫余剰金の指定預金の制度をおやめになつてしまつておる。ところが全然やめたのではなしに新しく預けることをやめたので、これを全部取り上げることをやめておらぬ。従つて国庫余剰金が現在でも商工中金その他に預託されておる。なぜこれをやめたかといふと、私も聞いておるところによつて、会計検査院から国庫余剰金の預託制度が財政法違反の疑いがあると云われたことを表向き理由にしてやめられたといふことでありまして、もしこの会計検査院の言ふことが正しいとすれば、新しく預託することはもちろんいけないでしょうが、現に預託しておる、しかも預託の期限をたびたび延ばして六、七十億くらいの金が商工中金その他に残つておるのであります。それはどうしたわけか。現に残しておるならば今年度もぜひ新しくこれをやつていただきたい、と申しますのは最初に申し上げましたように、中

企小業金融公庫にしろ、国民金融公庫にしろ、すべて中小企業に対する政府の出資あるいは融資等が民主党内閣の公約にもかかわらず、昨年よりもはるかに後退いたしておるのでありますから、これくらいはどうしておやりにならないか、なぜやめておるかといふことも、これは前に関連して留保した質問でありますからもう一べん伺ひたいのであります。ことに予算委員会その他本会議においても明らかにされましたように、本年度の一兆予算は昨年度の一兆予算とは、全体の格好は同じであります、その中身がうんと違つておる。昨年度は前年度からの繰越金あるいは貿易関係の支払超過のため千九百億圓くらいの政府資金の散超がある。同じ一兆予算でありましても本年の一兆予算にはわずかに七百億がそこらの散超しか見積られていないのであります、そのために本年度の一兆予算は昨年度の一兆予算と違つてデフレ予算であるといふことが世間で言われております。デフレがいいか悪いかは別です。従つて私は予算に關係のない政府の指定預金をやめられるといふことは、先ほどから申します趣旨においてもぜひ一つ考へていただきたいと思ふ。何らかの障害があるならば、お互いに法律でするなり何なりして障害を破つていきたいと思いますのであります、この点を一つ……。

それからも一つ、これも一緒に大臣にお伺ひすると申しますか、私から知恵を吹き込むようになつたことになりませんが、中小企業につきましては日本銀行の別ワク資金といふものがあるのをごぞいませ。御承知のように日本銀行には現在普通の公定金利で借りられる金といふものはほんの少ししかありません。第一次高率とか第二次高率とかいふものがみんなかかりまして、日歩二銭六厘とかそれ以上の金利をたられておるわけでありまして、ところが別ワク資金といふものが商工中金を含む四つばかりの金融機関にすつと認められておる。その中にはまことに変な金融機関があります。変な金融機関とい

いうことは、私としては全然考へておらなかつたのであります。何か立法措置を要するならば、それをさせていただきますかと思ひます。

○石橋通商大臣 指定預金のことはごもつともでありまして、実はこの前私が大蔵省に交渉する題目の一項に書いておることでありまして、大蔵大臣に強く申しまして、指定預金の問題は解決したいと思ひます。

それから今の商工中金出資の配当と

うと語弊がありますが、全く沿革的に入れられておる金融機関があります。たとえば北海道拓殖銀行とか、あるいは長期信用銀行の性格を持って参りました興業銀行も入っておる、勸業銀行も入っておる、商工中金も入っておるのでありまして、商工中金はこれで何十億かの金を日銀から低利で引き出しおるのであります。別ワク資金をやめるといふ考え方が日本銀行当局において非常に濃厚になっておることを私は警告するのであります。これをやめるといふことは、商工中金にとりましては一大事の問題であります。これは大臣が気がつかなければ中小企業業行政官あたりはぜひ気を付けていただいて、大臣にしっかりと知恵を授けて、この方の道を閉ざされないようにすべきであると考えますが、この点はどういうふうにお考えになっておりますか、きわめて大事な点でありますから、大臣なり長官なりからお伺いしたい。

○石橋國務大臣 日銀の別ワク資金の問題は、中小企業者からも陳情がありまして承知しておりますから、これは存続するようにいたしたいと思っております。

○内田委員 私は大体問題を拾い上げました。もう一つは金繰りのことですが、さつき大臣もお触れになりましたけれども、商工中金から十億中小企業金融公庫に返さなければ中小企業金融公庫も苦しいのだというようにことを言われるが、これは大政府が昨年より中小企業金融に重点を置くと言いつつ、これらに対する投融資を減らしてしまつたことに根本原因があるわけですが、それは何べんも繰り返しま

せん。中小企業金融公庫の方の金繰りにおいて、先般大臣の御説明でありましたか、官房長の御説明かで、政府からの投融資は減つていくけれども、全体として動かす金は、回収金があったりしてそれはふえておるのだという御説明でありまして、数字もあるのではありません。ところが中小企業金融公庫におきましては、これは今度の改正の中にもむずかしい文句で改正点が載つておりますけれども、開発銀行に返さなければならぬ金があるようであり、この開発銀行に返さなければならぬ金と同じ項目の金を今度は政府の貸付金か何か振りかえるような改正があつたと思つて、どうせ貸付金に振りかえるのならば、中小企業金融公庫から開発銀行に返す金が十八億あるはずであります。それらも一旦とめて貸付金か何かにして、開発銀行に返さないうで中小企業金融公庫の資金源にするような措置を講ぜられないものかどうか。これは記内さんからもお答え願ひたい。

○記内政府委員 今度の改正案にございませう開発銀行からの借入金になっておりますものに二種類ございませう。そのうちの一つは、今回公庫法の改正によりましてこれを政府からの直接出資の形に振りかえることになっております。これが約六十億ばかりございませう。そのほかにも公庫が設立される際におきまして、国会の關係におきまして、公庫法の成立がおくれましてたので設立がおくれました。その間に開発銀行が自己資金でもって中小企業に融資したものが約四十億ばかりあつたわけでありませう。これを公庫が設立された際に、公庫の出資金でもって返

落する、ちょうど開発銀行がその間立てかけて貸しておりましたものを、債権を引き継ぎますと同時に、それを公庫が開発銀行からの借入金として引き継ぐということになっておりましたが、そのうちの半分は返済いたしました。残り約十九億ばかりのものがまだ借入金の形で残つております。しかし債権を引き受けましたにございませう。いわゆる貸し倒れ準備金その他いろいろこれに伴う開発銀行自身で持つ、中小企業向けの財源に關連して持つておるいろいろの準備金等もございませうので、それをこの際受け取りまして、差引六億ばかりが實際上開発銀行に返す金にならうかと思つて、それは今度ここの回収金の中からこれを返済して参る。結局におきまして、第一種の借入金は今約六十億ばかりのものを貸付にいたしました。それから公庫設立当時いたしましたたいきさつ上できまして借入金のうちの残額十九億につきましては、六億だけ返せばいいということ、相殺勘定に相なつておる次第であります。

別会計あるいはその他から開発銀行に對する貸付金として、そのまま落してやるといふ帳簿上の操作で、中小企業金融公庫の六億の金を返さないで済むようにして欲しい。六億といへば中小企業金融公庫にとりましては大枚でありまして、おそらく五百万円か六百万円しか貸さない、何十人かに貸される金でありますから、そこらも勇気にやるべきである。なぜこういうことをしないかといふと、開発銀行に對する政府の投融資も少いから、そうはさせないといふことで、順々に詰まらう。結局最初商工中央金庫が切腹し、中小企業金融公庫が切腹し、それから開発銀行が切腹し、最後には政府が切腹しなければならぬということになるのでありますから、どこかにしわ寄せが来る。国民金融公庫の話は抜かしましたけれども、国民金融公庫に同じような話があるのであります。これは現に中小企業のために特別の力を払つておるというところを幾ら言つても、少し数字に詳しい者はごまかせない。また数字に詳しくなくても、八月、九月の中小企業金融危機のときにありますと、中小企業が金繰りが苦しいということになって、結局その恨みは政府に返つて来るのでありますから、私は小手先のことをやらぬで、よくお考え願ひたい、かようなことを警告いたしまして、一応質問を終ります。

○田中委員長 小平君。

○小平(久)委員 昨日の夕刊紙、たしか東京新聞だと思つて、それに由りますと、大蔵省が中小企業庁その他と協議の上で、三年度の中小企業資金需給見込みというのを国会に出し

た、こう報じられておるのであります。これは当委員会には来ておりませんが、どこかの委員会へ来たと思つて、そういう事実はございませんか。

○記内政府委員 参議院の予算委員会におきまして、大蔵省の方に要求がございまして、そういうふうな資料をき

○小平(久)委員 それではこの同種のものも当委員会へも参考のために配付を願ひたい、これをまずお願ひしておきます。

それからそれによりまして、需要の総額が四千二百六十七億、その内訳が、耐久施設の増加千八百六十二億、在庫の増加千七百三億、預金、現金の増加七百二億、こういうことになっておる。それからこれに對する供給につきましては、自己資本の増加八百九十一億、減価償却千六百五十五億、金融機関借り入れ必要額二千二百一十一億、締めて四千二百六十七億、こういうふうにつじつまが合つておるようですが、これに間違いありませんか、まずこれを承つておきます。

○記内政府委員 大体そういうふうな数字になっております。

○小平(久)委員 そうしますと、三十年代において中小企業が必要とする資金のうち、金融機関から借り入れを要するものが二千二百一十一億、こういうことなるのであります。われわれの手にある資料からいいますと、二十九年三月末現在と三十年二月末現在、この金融機関の中小企業向けの貸出額は、これは一月足りないのでありませう、これを比べますと、二十九年三月末には一兆四千七百二億、三十

年二月末には一兆六千二百九十億、差し引きますと千五百八十八億、つまりこれは十一月末から、一月足りませぬので、三月末当時の比較ではありませぬが、その間に約千五百億ふえておる、こういうことが言えると思う。そうしますと、先ほど説明のありました、三十年度においては二千二百一十億必要だということから、大ざっぱにいうと、約七百億だけ二十九年度以上に三十年度は多く資金源がなければならぬわけです。それについて一体当局はどういう見通しを持っておられるか、その点を伺っておきます。

○記内政府委員 経済審議庁におきます本年度の資金需要の増加の貸し出し増の予定は、約四千九百億増加というふうに見込んでおります。去年の貸し出し増の中で約四〇〇近いものが中小企業向けとなっておりますので、それをかけ合せますと、大体二千億近い金が中小企業に増加に相なります。それで先ほど御指摘になりましたように、本年度の不足資金二千二百億の中で、約二千億近くものが市中から借り入れができる。結局残額約二百億が市中銀行以外のもの、たとえば政府資金あたりから導入しなければ足りなくなるというふうな計算が一応出ておるわけでございます。

○小平(久)委員 どうもその説明では納得できません。そうすると、二十九年三月末と三十年二月末と、この兩者を比較しますと、一般銀行における中小企業向けの融資の増加というものは、わずかに七億程度しかない。これは長官も御承知だと思います。そういう状態であって、今度は中小企業専門の金融機関と称すべき商工中金あるい

は中小公庫、国民金融公庫、これらについて本年どの程度増加するかということをお考えのときに、このうち、中小公庫が御承知の通り、本年三十年度の貸出資金というものは二百四十五億、国民金融公庫の方が四百六十二億、こういった状態でありますから、これに商工中金が数十億加わるでしょう。それでは私は総額である二千二百億なんというものは貸しようがないと思うのです。この点どう思いますか。

○記内政府委員 詳細はいずれ文書でお配りいたしまして詳しく御説明申し上げるつもりでございますが、一応の計算といたしましては、資金不足が今申し上げたように二千二百億であるという計算に相なっております。これが資金調達でどういふふうになるかといえますと、去年二十九年度の四月から二月末までの貸出増三千二百八十六億、これは全体であります。そのうち中小企業向けが一千七百七十九億、三六〇ばかりになっております。ことしの貸出増の予定四千九百億にこれをかけ合せてみますと、大体二千億近い数字が出てくる、従いましてここ二百億ばかりの穴がある、こういう計算に相なります。

○小平(久)委員 それは全体として話しておられるが、そのうちの中小企業向けだけをとれば、当局が配った資料がありますから、これをごらんになっても、先ほど申す通り、二十九年三月現在と三十年の二月末現在では中小企業向けというのは幾らもふえていない。わずか七億かそこらしかふえていない。それなのに、全体のパーセンテージをとって約二百億程度ふえるというふうなことで、中小企業関係の金融

というものを、そういう全産業に対する金融と同じように考えておられることは、私は根本的に違うと思う。これは用意がないようですが、この二千二百億からの足らぬ分を、一体金融機関別にどういふ計画を持っておられるのか、これをはっきりしてもらいたい。これは大臣にもよく頭に置いていただきたい、こういう計画を出される以上は、それを金融機関別に、どこから大体どの程度資金が出るかということ、当然はつきりすべきだと思っておりますが、一向それがわからぬので、われも非常に困る、また大臣の施策上も困ると思っております。一つ大臣におかれても頭に置いて、ぜひしっかりしたものをこの委員会に出していただきたいと思っております。

○田中委員長 お諮りいたします。木材利用の合理化に関する小委員長中崎敏君より、次回の小委員会に木材利用の合理化対策等について参考人より意見を聴取したい旨の申し出があります。小委員長の申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○田中委員長 御異議なしと認めさよう決します。

なお参考人につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○田中委員長 御異議なしと認めさよう決いたします。  
次に委員田中武夫君より計量法等の一部を改正する法律案について、参考人を招致し、その意見を求めたいとの申し出がありますが、その通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○田中委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。  
なおその氏名、日時等については委員長に一任するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○田中委員長 御異議なしと認めさよう決いたします。  
午後零時五十六分散会

昭和三十年五月二十五日印刷

昭和三十年五月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局